

令和7年度 学生健康診断等実施要領（案）

1 趣旨

この要領は、学校保健安全法の規定に基づき、令和7年度の学生健康診断等の実施に関して必要な事項を定める。

2 健診機関へ委託して実施する健康診断（以下「健康診断」という。）

(1) 健康診断の実施日時・場所

令和7年4月11日(金)8:30～12:30 本学体育館

（状況によって変更となる場合は、協議のうえ決定）

(2) 健康診断の検査項目・受診予定者数

検 査			受診予定者数(人)				備考
区 分	項 目		学部	助産	院	計	
基本検査	問 診	受付を含む	405	12	19	436	
	身 長	(cm)					
	体 重	(kg)					
	血圧測定	(mm Hg)					
眼科検査	視力検査	左・右(ランドルト環)	405	12	19	436	
尿 検 査	尿中一般検査	定性(蛋白・糖・潜血)	405	12	19	436	
血液検査	貧血検査	Hb・Ht・RBC	405	12	19	436	
ウイルス 抗 体 価 検 査	HBs 抗原	定量	100	12	8	120	新入生
	HBs 抗体	定量	351	12	12	375	新入生・ 前回陰性者
	風疹抗体	HI 法	100	12	8	120	新入生
		IgG 抗体・EIA 法	1	0	0	1	前回陰性者・ 再検査対象者
	麻疹抗体	IgG 抗体・EIA 法	102	12	8	122	新入生・ 前回陰性者
	水痘抗体	IgG 抗体・EIA 法	113	12	8	133	新入生・ 前回陰性者
	ムンプス抗体	IgG 抗体・EIA 法	150	12	9	171	新入生・ 前回陰性者
X線撮影	胸部 X 線撮影	CR(コンピ ュータ 엑스선写真)	405	12	19	436	

※学部 405(1年;100、2年;101、3年;99、4年以上;105)、(助産)助産学専攻科 12、(院)大学院 19

※(用語説明)Hb:ヘモグロビン濃度、Ht:ヘマトクリット値、RBC:赤血球数、風疹:三日はしか、麻疹:はしか、ムンプス:流行性耳下腺炎(おたふく風邪)

(3) 健康診断の実施方法等

① 健康診断の実施日前

ア 本学のすべきこと（事務局）

本学は、健康診断の受付及び結果報告に必要な、学生名簿（学籍番号、性別、生年月日）及び健康診断結果報告様式の電子データを委託業者に交付する。

イ 健康診断を委託された健診機関（以下「委託事業者」という。）のすべきこと

問診票及び尿検査キット等の健康診断に必要な物品を本学に納入する。

※ 学生への尿検査キット・問診票等の配付は、本学が行う。

② 健康診断の実施日

ア 委託事業者の業務

(ア) 健康診断会場の設営及び撤去

本学体育館において、健康診断に必要な机・椅子、案内表示、身長測定機、体重計、血圧計、胸部 X 線撮影車等の機材一式を準備し、別紙 1「健康診断机等配置図」を参考に健康診断会場の設営を行い、健康診断終了後、机・椅子等を撤去し、持ち込んだ機材一式を持ち帰る。(机・椅子・ホワイトボードは本学の物品を貸与する。)

(イ) 健康診断の受付(問診票、予防接種報告書等の必要書類の回収・確認含む)問診、検査の案内

(ロ) 尿検査キットの回収

(ハ) 身長測定、体重測定、血圧測定、視力検査の実施及び記録

(ニ) 採血、胸部 X 線検査の実施

イ 本学の業務(学生委員)

(ア) 委託業者の指導・監督

(イ) 受付・問診の支援(学生の指導を含む)、誘導支援

③ 健康診断の実施日以降

ア 委託事業者の業務

(ア) 健康診断で回収した尿検査キット及び採血した血液について、持ち帰り自社の機器等で検査を実施する。

(イ) 胸部 X 線撮影(CR)については、二重読影とし、2 名以上の医師(うち 1 名は十分経験を有すること)が同時に又はそれぞれ独立して読影する。

(ロ) 健康診断の結果を、本学が交付した健康診断結果報告様式に入力し、電子媒体(1 部)、健康診断結果一覧表(1 部)及び検査実施人数等を記載した総括表を、指定する期日までに本学へ提出する。

(ハ) 健康診断実施日に受診できなかった学生の健康診断を実施し、下記 3 の本学学校医による内科検診の実施日までに健康診断を実施し、結果を報告するよう協力する。

(ニ) 学生各人へ健康診断の結果を通知するため、学生個人ごとの検査結果通知書(封書)を大学へ提出する。

イ 本学の業務(事務局)

(ア) 委託業者から提出のあった学生個人ごとの検査結果書を、学生へ配付する。

(イ) 委託業者から提出のあった健康診断結果報告等を基に、「内科検診用の学生健康診断票」を作成する。

3 本学学校医に依頼して実施する内科検診（以下「内科検診」という。）

(1) 本学学校医

かどた内科 院長 門田 久紀（かどた ひさき）医師

伊予郡砥部町高尾田 635-2 TEL(089)957-3113・FAX(089)957-3148

(2) 内科検診の実施日・場所

- ① 令和7年5月17日(土)13:00～17:00 演習室158号(控室160号)
- ② 令和7年5月24日(土)13:00～17:00 演習室158号(控室160号)

(3) 内科検診の実施方法等

- ① 本学学校医は、内科検診を実施し、治療の指示等必要な指導を行う。その結果を内科検診用の「学生健康診断票」に記録する。
- ② 本学は、学生の受付、誘導及び記録の補助を行う。
- ③ 本学は、「内科検診用の学生健康診断票」に記録された結果に基づき「学生健康診断票」を作成し保管する。

4 健康診断等の既受診者について

- (1) 大学院生等で職場等の定期健康診断を1年以内(4月1日現在)に既に受診し、本学における健康診断等の受診を希望しない学生は、その健康診断等の結果(写)を提出させることにより、健康診断等を受診したものとみなす。
- (2) 大学は、「学生健康診断票」に替え、前記(1)の健康診断等の結果(写)を保管するものとする。

5 学生の保健指導等

本学は、この健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動等を軽減する等適切な措置をとることとする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、健康診断等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(参考)

○ 学校保健安全法

- ・ 第13条第1項…毎学年、定期的に行わなければならない。
- ・ 第14条……………疾病予防、治療の指示、運動の軽減等の措置
- ・ 第23条第1項…学校医を置く。

○ 学校保健安全法施行規則

- ・ 第5条第1項…毎学年、6月30日までに行う。
- ・ 第6条 ……………健康診断の検査項目
- ・ 第8条 ……………健康診断票の作成、5年間保存